

指 定 地 区 及 び 指 定 期 間

(令和2年7月3日現在)

根 拠 法	指 定 地 区	課税免除等の指定期間
過 疎 法	都城市（旧高崎町の区域に限る）、 日向市（旧東郷町の区域に限る）、 串間市、えびの市、 小林市（旧須木村、旧野尻町の区域に限る）、 高原町、木城町、西米良村、美郷町、諸塚村、 椎葉村、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	H12.4.1～R3.3.31
	延岡市（旧北方町、旧北川町、旧北浦町の区域に限る）	H23.4.1～R3.3.31
	日南市、都農町	H26.4.1～R3.3.31
離島振興法	島野浦島（延岡市）、大島（日南市） 築島（串間市）	H5.4.1～R3.3.31
	離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区	公示日～R3.3.31
半島振興法	串間市（旅館業除く。）、 日南市（旧南郷町の区域*）	S61.4.1～R3.3.31 *旅館業については 23.6.30前取得分まで
	半島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区	公示日～R3.3.31
地域再生法	諸塚村、椎葉村を除く県内全域	認定を受けてから 2年内
地域未来投資 促進法	県内全域	H29.12.22～ R4.12.21